

令和3年度基準の主な変更点について

○認証基準について

- ・項目①③④⑤⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲の数値を更新
- ・項目②を変更
変更前：新卒採用者の3年目の定着率の男女差が「9.3ポイント」以内である。
変更後：女性労働者の平均勤続年数が産業ごとの平均値以上である
- ・項目⑩を変更
変更前：新卒採用者の10年目定着率の男女差が「20.0ポイント」以内である。
変更後：在宅勤務制度またはテレワークなど働く場所や時間に捉われない柔軟な働き方ができる制度を導入している。
- ・項目㉞を変更
変更前：公平公正な人事考課制度を講じ、その他評価項目、評価反映方法について、従業員に周知している。
変更後：育児・介護休業法に定められた、両立支援制度を利用した社員が定期昇給等の算定において通常勤務しているものと取り扱いに差のない評価制度がある。

※各項目の詳細は「『女性活躍推進状況確認表』記入の手引き」を確認してください。

○認証期間について

- ・認証期間を認証区分ごとに設定
変更前：認証区分に関わらず、認証期間は2年間
変更後：認証区分ごとに認証期間を設定し、認証区分が高いほど、認証期間を長くする
一つ星→認証期間：2年 二つ星→認証期間：3年 三つ星→認証期間：4年

○申請時の添付書類について

- ・項目①～⑤、⑪、⑫、⑬～⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲（以下数値項目と呼ぶ）については、原則様式2別紙による提出とする（補足等の添付資料は必要に応じて提出を求める）
- ・更新申請（ステップアップを含む）の場合、数値項目以外の項目（⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲を除く）については添付書類（就業規則等）が前回提出した内容から変更がないときは添付資料を不要とする。

○様式1について

- ・事業内容の記載欄を新設

<u>事業内容</u>	<u>（事業内容について簡潔に記載してください。別添でも可。公表はされません。）</u>
-------------	--

○様式2について

- ・添付資料チェック欄を新設

6	育児休業、介護休業、子の看護休暇、または介護休暇について、育児・介護休業法で定める基準を超える制度がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	取組あり/なし	<input type="checkbox"/>	就業規則等の写し ※(更新で前回と変更がない場合は省略可)
7	育児・介護休業法で定める育児のための短時間勤務制度または所定外労働免除制度を、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	制度あり/なし	<input type="checkbox"/>	就業規則等の写し ※(更新で前回と変更がない場合は省略可)

- ・提出前確認チェック欄を新設

<u>申請前に確認し、☑を付けてください</u>						
<input type="checkbox"/>	<u>公表項目は5つ以上チェックがついている</u>					
<input type="checkbox"/>	<u>PR欄を記入した（PR欄は県HPで公表されるため、記入をお願いします）</u>					
<u>更新申請の場合のみ確認し、☑を付けてください</u>						
<input type="checkbox"/>	<u>添付資料を省略する場合、前回申請時と審査の対象となる内容に変更がない</u>					
	<u>（提出資料欄に「※（更新申請の場合省略可）」の記載がある項目が添付資料の省略が可能となります）</u>					
	<u>（審査の対象となる内容に変更がある場合は、資料を添付してください。）</u>					